

○門真市立テニスコート条例施行規則

令和2年3月30日門真市規則第36号

(趣旨)

**第1条** この規則は、門真市立テニスコート条例（平成17年門真市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場時間外に利用許可を行うことができる特別の理由)

**第2条** 条例第4条第2項の規則で定める特別の理由とは、次に掲げる場合とする。

(1) 本市又は門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が主催し、又は共催する行事その他市長が特に認める行事の場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に開場時間外に利用許可を行うことが適當と認める場合

(事前登録)

**第3条** 条例第6条第1項の規定により門真市立テニスコート（以下「テニスコート」という。）を利用するしようとする者は、あらかじめ市長の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について本市に登録しておかなければならない。

(利用許可の申請等)

**第4条** テニスコートの利用の許可を受けようとする者又はその許可に係る事項を変更しようとする者で前条の規定による登録を受けたもの（以下「登録者」という。）は、門真市立テニスコート利用許可・変更許可申請書（様式第1号。次項において「申請書」という。）を指定管理者（条例第2条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に申請しなければならない。

2 申請書の受付は、利用しようとする日（以下「利用予定日」という。）の属する月の2箇月前の月の初日から行うものとする。ただし、市外登録者（別に定めるところにより市外居住者であると市長が認める登録者をいう。以下同じ。）については、利用予定日の属する月の1箇月前の17日から行うものとする。

3 前項本文の規定にかかわらず、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて受付期間を変更することができる。

4 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

(利用許可の申請の特例)

**第5条** 前条の規定にかかわらず、登録者は、市長が指定する情報通信を利用したテニスコートの

利用の許可の申請等に係る事務を処理するためのシステム（以下「予約システム」という。）により利用許可の申請をすることができる。

- 2 前項の規定による利用許可の申請（以下「予約システムによる申請」という。）は、市内登録者（別に定めるところにより市内居住者であると市長が認める登録者をいう。以下同じ。）にあっては利用予定日の属する月の2箇月前の月の17日の午前9時以後、市外登録者（別に定めるところにより市外居住者であると市長が認める登録者をいう。）にあっては利用予定日の属する月の1箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、先着順によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市内登録者に係る予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の2箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約システムによる申請を行った者による抽選によるもの（予約システムによる申請を行った者が複数いない場合にあっては、当該予約システムによる申請を行った者とする。）とする。

（本市の行事等による利用許可申請の受付の特例）

**第6条** 前2条の規定にかかわらず、本市又は委員会が主催し、又は共催する行事その他市長が特に認める行事に係る利用許可申請は、前2条に規定する期日前においても行うことができる。

（予約システムにより利用許可を受けたことの確認）

**第7条** 第5条第3項の規定により行う予約システムによる申請をした登録者は、利用予定日の属する月の2箇月前の月の16日までに、予約システムにより利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。

- 2 予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が利用予定日の属する月の2箇月前の月の16日までに確認及び確認後の手続を執らないときは、当該予約システムによる申請を取り下げるものとみなす。

（利用許可書の交付等）

**第8条** 指定管理者は、テニスコートの利用を許可したときは、申請者に門真市立テニスコート利用許可・変更許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付する。

- 2 利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、テニスコートの利用に際して、利用許可書をテニスコート職員に提示しなければならない。ただし、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者にあっては、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、予約システムによる申請をした登録者に利用許可

をするときは、予約システムによりその旨を当該申請をした者に応答することによって、利用許可書の交付を行ったものとみなす。

4 指定管理者は、利用許可をしない場合は、前条第1項の規定による確認に対し応答をするほかは、その旨を通知することを要しない。ただし、予約システムによる申請をした登録者から利用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、指定管理者は、速やかにこれを交付する。

(利用時間)

**第9条** テニスコートの利用時間は、1利用につき2時間を限度とする。ただし、本市若しくは委員会が主催し、若しくは共催する行事その他市長が特に認める行事のため利用する場合又は指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けてこれを変更することができる。

2 テニスコートの利用時間は、利用許可を受けた時間内とし、準備、練習及び原状回復等の一切の時間を含むものとする。

(利用の辞退)

**第10条** 利用者がテニスコートの利用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立テニスコート利用辞退届（様式第3号）に利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者は、予約システムによって利用許可の辞退を申し出ることができる。

(テニスコート職員の立入り)

**第11条** 指定管理者は、テニスコートの管理運営上必要があるときは、テニスコート職員をして利用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者はこれを拒むことができない。

(遵守事項)

**第12条** 利用者及びその利用に伴う入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) テニスコートの建物、設備及び器具等（以下「建物等」という。）を破損し、若しくは汚損し、又は滅失しないこと。

(2) テニスコートの利用を終了したとき又は利用許可が取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復し、テニスコート職員の点検を受けること。

(3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、テニスコート職員の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

**第13条** 利用者は、テニスコートの建物等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、直ちに門真市立テニスコート建物等汚損等届（様式第4号）を指定管理者に提出し、その指示に従わなければならない。

（利用料金の納付の特例）

**第14条** 条例第11条第2項ただし書の特別の理由があると認めるときとは、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が次に掲げる方法により利用料金を納付するときとする。

（1） 口座振替による方法

（2） 利用の開始前に納付する方法

（利用料金の還付の基準）

**第15条** 条例第11条第4項ただし書の規則で定める基準は、次の表に定めるとおりとする。ただし、

照明設備利用料金については、未利用分は全額還付とする。

| 区分                                | 還付額              |
|-----------------------------------|------------------|
| 利用者が利用予定日10日前までに利用の辞退をした場合        | 既納の利用料金に相当する額    |
| 利用者が利用予定日の前日までに利用の辞退をした場合         | 既納の利用料金の5割に相当する額 |
| 災害その他利用者の責めによらない理由により、利用できなくなった場合 | 既納の利用料金に相当する額    |
| 指定管理者が特に必要があると認めた場合               | 指定管理者が必要と認める額    |

2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用予定日の属する月の翌月の10日以降に門真市立テニスコート利用料金還付申請書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の減免の基準）

**第16条** 指定管理者は、徴収すべき利用料金について、条例第11条第5項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。

（1） 次のいずれかに該当する場合 利用料金に相当する額

ア 本市又は委員会が主催し、又は共催する行事のため利用する場合

イ 主に障害者で構成される団体が利用する場合

ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

（2） 次のいずれかに該当する場合 利用料金の5割に相当する額

- ア 主に中学生以下の者で構成される団体が利用する場合
  - イ 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合
  - ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
- (3) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の3割に相当する額
- ア 社会教育関係団体が主催する行事のため利用する場合
  - イ 地域で活動する団体が主催する行事のため利用する場合
  - ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ門真市立テニスコート利用料金減免申請書（様式第6号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第1号アの場合にあっては、これを省略することができる。

（細目）

**第17条** この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。